# 全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会)

平成26年1月22日(水)

社会 接護 局

# 目 次

Ι	1	社会関係	頁
	1	生活保護制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	新たな生活困窮者自立支援制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	3	社会福祉法人制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	4	その他主要施策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)地域福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)福祉·介護人材確保対策 ······	• 41
		(3)社会福祉施設の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 50
	(子	<b>岁</b> 算関係)	
	5	社会関係予算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		参考資料 ••••••••••••	• 56

# Ⅱ 援護関係

	具
(重点事項)	
1. 中国残留邦人等に対する支援策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 63
2. 遺骨収集帰還等慰霊事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 66
3. 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 67
4. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達 ····································	 68
5. 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 69
6. 昭和館・しょうけい館の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 70
(予算概要)	
・ 平成26年度援護関係予算(案)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
Ⅲ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)関係	
簡素な給付措置(臨時福祉給付金)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 73

# I 社会関係

# 1 生活保護制度の見直しについて

- 昨年の臨時国会において、生活保護法の一部を改正する法律と、生活困窮者自立支援法が 成立。
- 生活保護法の改正については、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度 の基本的な考え方は維持しつつ、
  - ・ 就労による自立の促進
  - ・ 健康・生活面等に着目した支援
  - ・ 不正・不適正受給対策の強化等
  - ・ 医療扶助の適正化

などに資する内容を中心に行ったところ。

- 〇 改正法の施行は平成26年7月1日(一部平成26年1月1日)となっており、今後、施行への準備作業や詳細については、別途お示ししてまいりたい。
- 〇 また、国会審議の中では、今回の改正のうち、①保護の開始を申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定(第24条第1項)、②保護の開始に当たっての扶養義務者への通知の規定(第24条第8項)、③扶養義務者への報告徴収(第28条第2項)について、保護の申請を阻害することにならないかとの指摘がされているところ。

そのため、次に掲げる点については、特に留意をいただきたいと考えているので、十分なご配慮をお願いしたい。

#### 【保護の申請手続の法定化】

- ・ 今回の法改正により、申請事項や申請の様式をはじめ、事情がある方について認められている口頭申請についても現行の運用を変えるものではない。
- 保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではない。

#### 【扶養義務者への通知及び報告徴収】

- 扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するものという考え方を変えるものではない。
- 扶養義務者への通知や報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等 を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われ るにもかかわらず扶養を履行していないと判断される場合に限定する。
- 生活扶助基準については、年齢・世帯人員・地域差といった歪みの調整及び物価の動向の勘案した見直しについて、3年程度をかけて段階的に実施しており、平成26年度においても、2年目分の適正化を着実に実施。
- 併せて、消費税率の引き上げの影響も含め、平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等を総合的に勘案した改定を行う予定。

#### 生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

#### 主な改正内容

#### 1. 就労による自立の促進

○ 安定した職業に就くことにより<br />
保護からの脱却を促すための給付金を創設<br />
する。

#### 2. 健康・生活面等に着目した支援

〇 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、<u>自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支</u> 出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

#### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 〇 <u>福祉事務所の調査権限を拡大</u>する(就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創 設する。)。
- 〇 <u>罰則の引上げ</u>及び不正受給に係る<u>返還金の上乗せ</u>をする。
- 不正受給に係る<u>返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺</u>する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その<u>必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求める</u>こととする。

#### 4. 医療扶助の適正化

- 〇 指定医療機関制度について、指定(取消)に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 〇 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- <u>国(地方厚生局)による医療機関への直接の指導を可能</u>とする。

#### 施行期日

平成26年7月1日(一部(※)平成26年1月1日)

- (注)第183回国会政府提出案からの修正点 ・同国会(衆議院厚生労働委員会)における議員修正(保護申請に係る取扱い は現行と変わらない旨を明確化)の反映
  - ・施行期日の変更(3か月後ろ倒し)

#### ① 就労による自立の促進(就労自立給付金の創設)

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、 生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、 再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度(就労自立給付金)を創設する。
  【施行期日:平成26年7月1日】

#### 支給要件

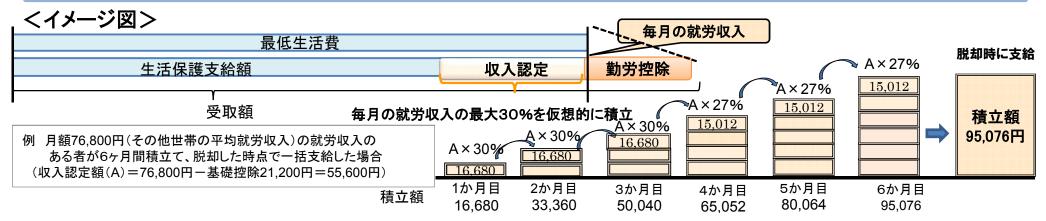
※未確定の内容が含まれており、今後変更の可能性

- 〇支給方法:保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給(※)
- 〇対 象:安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたもの
- 〇支 給 額:上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円

保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の3箇月程度の補填を想定

- 〇支給時期:保護脱却時に一括支給
- 〇再受給までの期間:原則3年間
  - ※ (詳細)・支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額(最大30%)(積立額がない場合は支給しない) ・毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大30%以内とし、早期脱却を促す 観点から就労期間の 経過とともに逓減させる。

(積立額:就労開始後 1~3月目収入認定額の30% 4~6月目27% 7~9月目18%、10~12月目12%)



#### ② 健康・生活面等に着目した支援

◎ 受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

【施行期日:平成26年1月1日】

#### (参考) 運用における取組

受給者が、自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況の適切な把握に努めることにあわせて、 受給者の取組がより効果的なものとなるよう、次のような健康・生活面等に着目した支援を行う。

- ① 受給者の健康管理を支援する取組を実施
  - 〇 平成25年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して<u>専門的に対応できる体制を強化</u>
  - 福祉事務所の調査権限を強化して<u>健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援</u> をより効果的に行えるようにする

(注)生活保護は、糖尿病、肝炎といった重症化すると完治が難しい疾病の患者の割合が国民健康保険等に比べて高い。

- ② 本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施
  - 〇 福祉事務所が本人の自立支援の観点から必要と判断した者については、<u>受給者の状況に応じて</u> レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求めることも可能

#### ③-1 不正・不適正受給対策の強化等(調査権限の拡大や罰則の引上げ等)

◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。 【施行期日:平成26年7月1日】

#### 主な改正内容

- (1) 福祉事務所の調査権限の拡大
- 〇「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況 等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける
  - (※)回答義務の対象の例

自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

- (2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ
- 〇 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする
- (3) 不正受給に係る返還金の保護費との相殺
- 〇 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護費と調整することを可能とする
- (4) 扶養義務者に対する報告の求め
- 〇 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。
  - ※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

## 福祉事務所の調査権限の拡大

第29条第1項(改正)

○ 関係先調査(いわゆる29条調査)の調査対象事項は、以下のとおり拡大。

<b>※</b>	下線部分は、	現行からの変更点。
/ • ·	1 1010 11 12 1 2 1 2 1	

	現行	改正後
要保護者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入(①生業若しくは就労又は求職活動の状況、②扶養義務者の扶養の状況、 ③他の法律による扶助、を含む。)     ・健康状態     ・他自治体における保護の有無     ・その他政令で定める事項(支出に関する状況を定めることを予定)
扶養義務者に ついての調査	・資産及び収入	・資産及び収入 ※ 法律上は「その他政令で定める事項」とあるが、現時点では定める予定なし。

(注) 法改正により、被保護者であった者についての調査、被保護者であった者の扶養義務者についての調査もできることとなる。ただし、これらの調査に関しては、資産及び収入の状況その他政令で定める事項は、その保護を受けていた期間における部分に限る。 第29条第2項(新設)

○ 関係先調査が行われた場合、官公署等が保有する情報は、回答義務の対象となる。

種類	情報(調査先)	
資産に関する情報	自動車保有(地方運輸局) 等	
収入に関する情報	公的年金(年金事務所)、恩給(総務省)、児童手当(市町村)、児童扶養手当(福祉事務所)、 労災補償(厚生労働省)、失業手当(ハローワーク)、育児休業給付・介護休業給付(ハローワーク)、職業訓練受講給付金(ハローワーク)、市町村民税(市町村) 等	
その他の情報	健康診査の結果(市町村)、戸籍(市町村)、求職活動状況(ハローワーク)、職業訓練の受講 状況(都道府県) 等	

(注) 官公署等が保有する全ての情報が回答義務の対象となるのではなく、改正法別表第一に掲げるものに限られることに留意が必要。

# 扶養義務者に関する規定について

#### 基本的な考え方

- ◇ 明らかに生活保護受給者を十分扶養することができると思われる扶養義務者ついては、その責任を果たしていただきたい。
- ◇ 一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、本当に保護が必要な人が 保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していく必要がある。

### 扶養義務者への扶養照会※現行でも実施

親子や兄弟姉妹等、<u>一般的に扶養可能性が高い者に対して重点的に行うことが多く</u>、3親等内の親族すべてに一律 行っているわけではない。

※要保護者に事情をよく確認し、20年音信不通であるなど、明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げてきたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者には照会していない。

※扶養照会より対象が狭まることなる

# 扶養義務者への通知

※第24条8項に新設

# 扶養義務者への報告徴収

※第28条2項に新設

福祉事務所が家事審判手続を活用してまで費用徴収を行う蓋然性が高いと判断されるような場合等に限定して行うこととする旨、省令で明記する。※扶養照会をしないケースは当然対象とならない。

- ◇ 生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい。
  - ① 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係
  - ② 直系血族及び兄弟姉妹
  - ③ 3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある(※)者
  - (※)過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど

# <参考> 生活保護法改正法(抄)

#### ○扶養義務者への通知に関する規定(新設)

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 <u>保護の実施機関は</u>、知れたる扶養義務者が民法の規定による<u>扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは</u>、厚生労働省令で定めるところにより、<u>あらかじめ、当該扶養義務者に対して</u>書面をもつて厚生労働省令で定める事項を<u>通知しなければならない</u>。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

#### ○扶養義務者に報告を求める規定(新設)

(報告、調査及び検診)

第二十八条 (略)

2 <u>保護の実施機関は、</u>保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、<u>要保護者の扶養義務者</u>若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

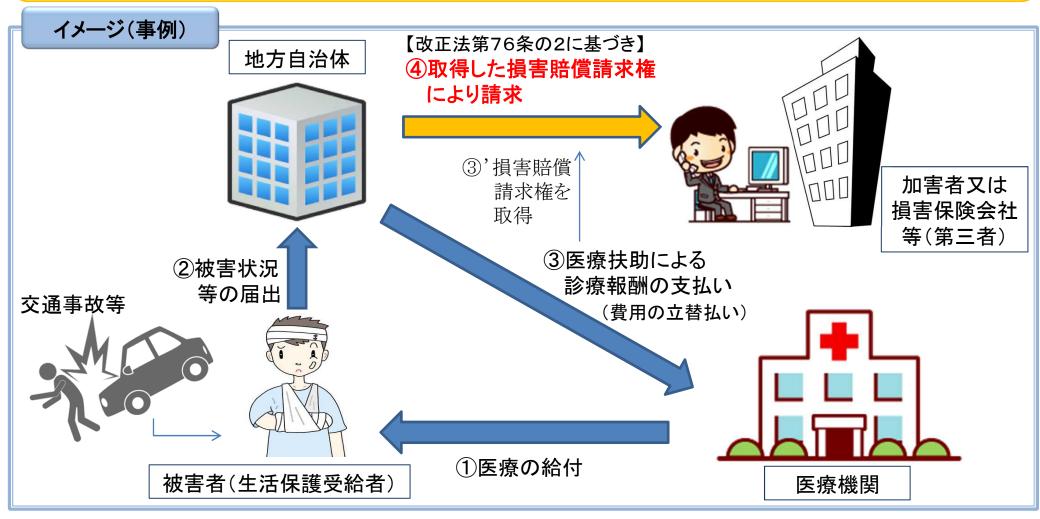
#### ○扶養義務者に対して、費用徴収を行う規定(現行と変わらず)

(費用の徴収)

- 第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。
- 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、 又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

#### ③-2 不正・不適正受給対策の強化等(第三者行為求償権の創設)

- ◎ 保護の捕捉性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、
- 損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、
- いったん医療扶助が行われば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在。
- ◎ このため、今般の法改正では、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設。 【施行期日:平成26年7月1日】



#### 4-1 医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)

◎ 多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。
【施行期日:平成26年7月1日】

#### <改正①> 指定医療機関制度の見直し

○ 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。〈法第49条の2、第51条〉

・指定要件: 保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、

申請者が禁錮刑以上の刑の執行(猶予)中でないこと等

・取消要件: 保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき等

- 指定医療機関の<u>指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間(更新制)を導入。</u>〈法第49条の3〉
  - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局 ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は対象外
  - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。
- 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。
  - ・保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。〈法第51条〉
  - ・指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、<u>厚生労働大臣(地方厚</u>生局長)に通知しなければならない。〈法第83条の2〉
- 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない<u>指定医療機関の管理者であった者に</u>ついても報告徴収や検査等の対象とする。〈法第54条〉 等
- ※ 施行に伴う経過措置
  - ・ 旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなす。〈附則第5条第1項、4項、第6条、第7条〉 ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
  - ・ みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を失う。〈附則第5条第2項)

#### <改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- 国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。〈法第54条、第84条の4〉
- <u>各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する</u>。(運用)

#### 4-2 医療扶助の適正化(後発医薬品の使用促進)

◎ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。

【施行期日:平成26年1月1日】

➤ <u>医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後</u> 発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。〈法第34条3項〉

※ 医療保険に比べて生活保護の使用割合が低い。

	生活保護(金額シェア)	医療保険(金額シェア)
平成22年	7. 0%	7. 9%
平成23年	7. 5%	8. 5%
平成24年	8. 4%	9. 8%

#### (参考)後発医薬品使用促進の取組(運用) H25~

- <u>薬局は、</u>医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん(一般名処方を含む)を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、<u>原則として後発医薬品を調剤する。</u>
- 先発医薬品を希望する受給者に対しては、先発医薬品を一旦調剤した上で、必要に応じて、福祉事務所が引き続き後発医薬品の使用を促していく。



改 正 後	現行
(申請による保護の開始及び変更)	(申請による保護の開始及び変更)
第二十四条   <u>保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で</u>	第二十四条 (新設)
<u>定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書</u> を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、	
当該申請書を作成することができない特別の事情がある	
ときは、この限りではない。	
一要保護者の氏名及び住所又は居所	
二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及	
び住所又は居所並びに要保護者との関係	
三 保護を受けようとする理由	
<u>三</u> 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労 又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他	
の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)	
五  その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法  なおません。	
<u>を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定</u>	
<u>める事項</u>   2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程	(新設)
<u>2</u> <u>間頃の中間音には、安休暖旬の休暖の安音、種類、性</u>   度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働	
<u>後次し方伝と状たするために必要な自規として序工方面</u>   省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、	
当該書類を添付することができない特別の事情があると	
きは、この限りではない。	
3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、	保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、
――保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対	保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対
して書面をもつて、これを通知しなければならない。	して書面をもつて、これを通知しなければならない。

# 考え方

- → 申請の法定化は、第29条(関係先調査)の改正に合わせて、申請時の確認事項についても法律上明確に位置づける必要があるという法制的な観点から規定したもの。
- → この法改正によって、申請事項や申請様式をはじめ、事情がある方について認められているロ頭申請 についても、現行の運用を変えるものではない。
- → 言うまでもなく、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると 疑われるような行為も厳に慎むこと。

#### 平成26年度 生活扶助基準額の改定の考え方

#### <1. 平成25年8月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分>

〇 平成25年8月から、生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目分の適正化を実施。 【影響は世帯構成によって様々】

(※)1年目:H25.8、2年目:H26.4、3年目:H27.4から実施予定

#### く2. 平成26年度の国民の消費動向の見通し等を反映した分>

○ 平成26年度に見通される国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)等を総合的に勘案。【+2.9%】

#### く参考>

〇 平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引き上げによる影響も盛り込まれているところ。

# 2 新たな生活困窮者自立支援制度について

① 生活困窮者自立支援法(平成25年12月成立、公布)は、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うものである。

これにより、例えば、生活保護の相談に来所したが、預貯金等を保持しているために、生活保護受給の要件を欠く者やニート、ひきこもりなどで将来的に生活困窮に至る可能性が高い者など、これまでの制度では十分対応できていなかった人に対して、早期の自立支援を行うことが可能となる。

- ② 新制度の施行は平成27年4月1日となっており、平成26年度においては全ての福祉事務所設置自治体で、法施行に向けた取組を遺漏なく行っていただきたい。
- ③ そのためにも、まずは法の趣旨を十分理解した上で、自治体内の庁内連携体制を構築することが重要であり、福祉部局のみならず、商工労働関係部局、住宅関係部局、教育関係部局など、部局横断的な、実効性ある事業の実施体制の構築をお願いしたい。
- ④ また、生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合も多いことから、その自立を促進するためには、様々な支援を行うことが必要である。このため、地域の中で多様な関係機関がネットワークを構築し、チームアプローチによる包括的な支援を行うことが重要である。

⑤ 厚生労働省においては、今後、政省令等を整備していくが、これに当たっては、モデル事業の 実施状況も踏まえつつ、できる限り丁寧に自治体のご意見を伺い、可能な限り速やかに案をお 示ししたいと考えている。

#### ⑥ モデル事業の拡充

平成26年度におけるモデル事業については、平成25年度補正予算案に115億円を計上し、 今年度の実施箇所数(68か所)を拡大していく予定であり、施行に向けて、地域の体制整備を 進めていく上でもご活用いただきたい。

#### ⑦ 施行円滑化特例対策事業の創設

また、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、新制度の施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援する経費を平成25年度補正予算案において確保(住まい対策基金50億円)しているので活用されたい。

#### ⑧ 事業を担う人材の養成

自立相談支援事業の実施に際しては、生活困窮者に対して包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、専門性を持った支援員の養成が必要である。

このため平成26年度から当分の間、国において直接、計画的に養成を行うこととしている。

⑨ 生活困窮者が自立するためには、一人ひとりが社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得ることが重要である。新制度は、地域や家族の支え合いが弱体化する中で生じている新たな福祉ニーズに対応するために創設したものである。

今後、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で重要な施策であるので、そうした視点に立って包括的な体制整備をお願いしたい。

#### 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

#### 法律の概要

#### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 〇 福祉事務所設置自治体は、「<u>自立相談支援事業</u>」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
  - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

#### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
  - 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

#### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

#### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金:国庫負担3/4
- 〇 就労準備支援事業、一時生活支援事業:国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:

#### 施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

# ① 自立相談支援事業(必須事業)

- 生活保護に至る手前の段階の自立支援を強化するため、生活困窮者に対し、以下の支援を実施。
  - ① 就労の支援その他の自立に関する問題について相談対応
  - ② 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
  - ③ ニーズに応じた支援が計画的に行われるよう、自立支援計画を策定 等

#### 【自立相談支援事業と各種支援の関係】

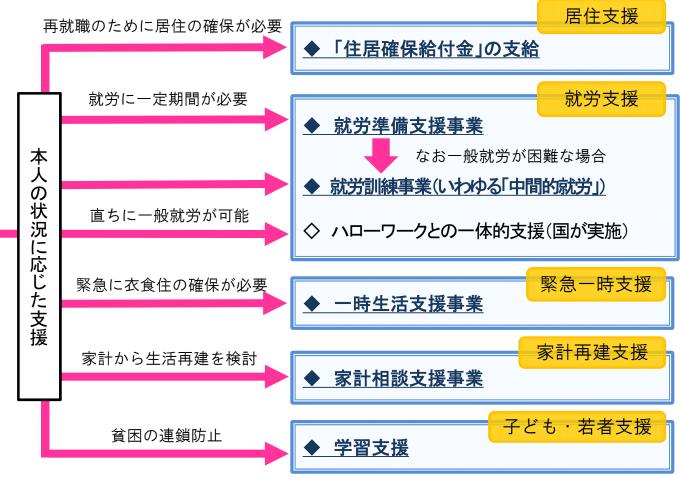
実施主体は福祉事務所設置自治体。直営のほか、民間団体への委託も可能。

# ◆ 自立相談支援事業

#### 【期待される効果】

- ① 訪問支援を含め、生活困窮者を早期に把握、 早期に支援
- ② ワンストップ型の相談窓口として、情報とサービスの拠点として機能
- ③ 複合的な課題を有する生活困窮者に包括的・継続的に対応
- ④ 地域ネットワークの強化など地域づくり

※ 新たな生活困窮者支援システムでは、基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を有期で提供。



#### 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているといないとにかかわらず、 保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
  - ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談 支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2IC基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受 給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新 法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

# 2 住居確保給付金(必須事業)

- 離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に 対して、有期で住居確保給付金を支給。
  - ※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住 宅支援給付(平成26年度末[平成25年度補正予算案により1年延長]までの時限措置)の制度化を図る。

#### (参考)現行の住宅支援給付(住宅手当)制度の概要及び実績

#### ➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➤ 支給要件(東京23区の場合)

①収入要件: (単身) 月収約13.8万円未満、(2人世帯) 17.2万円以下

②資産要件: (単身) 預貯金50万円以下、(複数世帯) 100万円以下

③就職活動要件:ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給上限額(東京23区の場合)

単身:53,700円 複数世帯:69,800円

#### ➤ 支給期間

原則3か月間(就職活動を誠実に行っている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

- ◆ 支給決定件数: 136,631件(平成21年10月~平成25年3月実績)
- ◆ **常用就職(※)率: 58.5%(平成24年度実績)** (※)期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

## ③ 就労準備支援事業と就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の推進

#### 1. 就労準備支援事業(任意事業)

- 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 6か月~1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。
- ※ 横浜市では、生活保護受給者を対象に、生活リズムの構築や模擬面接の経験、就職に役立つ技術習得等の支援を実施。 (実績)56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職(就労率60%)(平成24年9月現在)

#### 2. 就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)(都道府県等の認定事務につき必須事業)

- 社会福祉法人、NPO、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会(清掃、リサイクル、農作業等)の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 〇 対象者は、就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組とする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

# ④ その他一時生活支援事業等

#### 1. 一時生活支援事業(任意事業)

○ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間(3か月を想定)内 に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

#### 2. 家計相談支援事業(任意事業)

- 失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対して、
  - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成
  - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
  - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
  - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を実施。

#### 3. 学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業(任意事業)

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟かつ多様な取組を支援。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習 支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を実施。
  - ※ 埼玉県では、生活保護受給世帯の中学生等を対象に、教員OBなどによる家庭訪問や学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施。

(実績)中学3年生331人が参加し、うち321人が高校へ進学(進学率97%)(平成24年度)

#### 生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント

#### 【ポイント1】法の趣旨の理解

○ 新制度の対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。その上で、複合的な課題を抱える困窮者をできる限り幅広く受け止めることが制度の理念。

#### 【ポイント2】庁内体制の構築

○ 生活困窮者に対する包括的な支援を提供するためには、福祉部局内のみならず、商工労働関係部局、 住宅関係部局、教育関係部局、税関係部局など、部局横断的な連携体制の構築が重要。

#### 【ポイント3】実施方法の検討

- 直営方式によるか、委託方式によるか地域の社会資源の状況等を踏まえて実施方法を判断。
- 自立相談支援事業については、新しい相談窓口としての創設も可能なほか、福祉事務所や地域包括支援を 援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられる。

#### 【ポイント4】関係機関との連携体制の確保

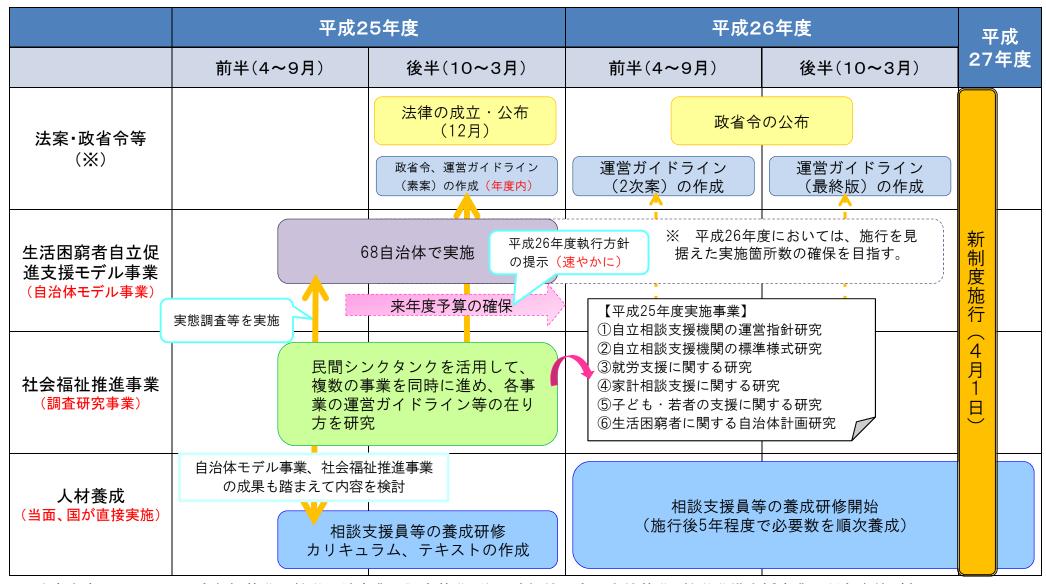
○ 包括的な支援を具体化するためには、法定事業に加え、法外の様々な制度等との連携が重要。自立相 談支援事業、福祉事務所及びハローワークの3者の緊密な連携を中核に、他の福祉相談窓口や、学校・ 教育委員会、消費生活相談窓口、商工会議所等の多岐にわたる関係機関との連携体制が重要。

#### 【ポイント5】協議の場の設定

○ 包括的な支援体制、ネットワークを構築するためには、庁内の検討に加え、既存の協議会の活用を含め、外部関係者も集まる協議の場の設定が重要。

#### 新たな生活困窮者自立支援制度の施行に向けたスケジュール(案)

※ 以下のスケジュールは現段階のイメージであり、今後変更があり得る。



<sup>※</sup> 政省令事項としては、国庫負担基準や就労訓練事業の認定基準、住居確保給付金の支給基準、就労準備支援事業の対象者等がある。 このほか、各事業の運営の在り方の詳細については、運営ガイドラインとして策定。

# 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施箇所数の拡充

【 平成25年度補正予算案 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分) 】115億円(補助率:定額)

○ 新たな生活困窮者自立支援制度については、平成27年度から施行予定であることを踏まえ、平成25年度から実施している「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施箇所数を大幅に拡充し、全国で先行的にこれらの取組を展開していくことを通じて、新制度施行に向けた各自治体の体制整備を着実に進める。

平成25年度においては、 <u>68自治体</u>で実施予定。

(平成25年8月6日現在)

#### 実施箇所数の拡充

平成27年度には900自治体で一部の事業の実施が義務付けられることを踏まえ、平成26年度においては、実施箇所数を大幅に拡充。

#### 【福祉事務所設置自治体】







※ 他の事業も同様

# 相談

#### 【自立相談支援モデル事業】(必須事業)

- 生活困窮者を早期に把握、早期 に支援
- 生活困窮者の抱える課題を評価、 分析し、ニーズを把握
- ニーズに応じた支援が行われる よう自立支援計画を作成
- 地域ネットワークの強化など地域づくり

#### 【就労準備支援モデル事業】(任意事業)

○ 一般就労に必要な知識・技能を習得するため の生活訓練、社会訓練等を実施。

#### 【「就労訓練事業の推進」モデル事業】(任意事業)

○ 直ちに一般就労が困難な者に対して軽易な作業の機会を提供する、いわゆる「中間的就労」 の場の育成・確保のための取組を実施。

#### 【家計相談支援モデル事業】(任意事業)

○ 家計収支に関する課題の評価・分析を行い、 家計表の作成など、家計に関するきめの細かい 相談支援を実施。

#### 【学習支援その他地域の実情に応じた事業】(任意事業)

#### 【連携すべき他の施策】

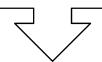
- 〇 住宅支援給付
- ハローワークによる就労支援
- 地域若者サポートステーション 等

# 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の創設

【 平成25年度補正予算案 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分) 】50億円(補助率:定額)

〇 新たな生活困窮者自立支援制度が施行されれば、実施主体となる福祉事務所設置自治体(900自治体)において、自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けられることから、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、新制度の施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援する。

新制度が施行されれば、900 自治体で自立相談支援事業 等の一部の事業の実施が義 務付け。



【福祉事務所設置自治体】



施行に関する自治体事務負担の増加

# **自治体事務の負担を軽減次の費用の一部を補助することにより**

- ① 関係団体からなる連絡会議を行い、施行に向けた課題を整理
- ② 制度利用者向けのわかりやすいパンフレットを 作成・配布
- ③ 生活困窮者の実態調査を通じて、地域の中で必要な事業内容、事業量を検討
- ④ 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時 雇職員の配置
- ⑤ 中間的就労事業者開拓員を配置し、民間事業者 に対する説明会や受入希望事業者への個別訪問を 行うことにより、中間的就労事業者の参入を促進。
- ⑥ その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用